

第 401 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 平成 30 年 7 月 30 日（月） 午後 1 時 33 分から午後 2 時 56 分

2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室第 3-1

3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

4 議事録

都留会長 定刻になりましたので、第 401 回東京地方最低賃金審議会を始めます。
初めに委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。

賃金課長補佐 それでは、御報告申し上げます。本日は、公益側の黒田委員から御欠席との連絡をいただいております。また、御出席予定の労側、新井委員の到着が遅れております。現時点で委員定数 18 名のうち 16 名が御出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2、12 名以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。それでは、本日の議事録の署名は審議会運営規定第 7 条に基づき、公益委員は私、労側委員は大島委員、使側委員は海老澤委員をお願いいたします。

それでは、お手元に配布してあります議事次第に従って、順次、進めてまいります。

まず、議題（1）ですが、平成 30 年 7 月 26 日付け中央最低賃金審議会におきまして、答申が出されております。その「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について」という表題の答申内容に関して、事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長 それでは、「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について」御説明いたします。お配りしております資料 5、1 枚をおめくりいただきまして、具体的には資料の 7 ページになります。「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について」（答申）がございます。これを御覧ください。

中央最低賃金審議会では本年 6 月 26 日、本審において諮問がなされた後、4 回の小委員会での審議を経て、7 月 26 日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申がなされました。

答申内容は資料の記の 1 から 5 までとなります。以下、読み上げます。

「1、平成 30 年地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し、意見の一致をみるに至らなかった」

「2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする」

「3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである」

「4、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する」

「5、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する」とのことでした。

続きまして、1 枚、おめくりください。8 ページでございます。ここには、公益委員見解が示されております。まず 1 としまして、平成 30 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安の一覧表が示されております。

目安金額の表について御説明いたします。目安金額は都道府県が A から D ランクに 4 区分され、そのランクごとに上から 27 円、26 円、25 円、23 円と示されております。東京都は A ランクに区分され、目安金額は 27 円とされております。

次に、2 の（1）を御覧ください。ここには、目安小委員会の審議経過、公益委員見解を取りまとめるにあたって検討した事項及び目安小委員会の公益委員が地域別最低賃金の審議に際し、期待する事項について示されております。以下、読み上げます。

「2（1）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画に配意した調査審議が求められたことについて、特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるにあたっては、賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率などを賃金に関する指標が全般的に上昇していること、消費者物価がプラスに転じ、今後も引き続き上昇することが見込まれていること、名目 GDP 成長率は年率 3%に及ばないものの平成 29 年は前年比で上昇してい

ること、影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で 1 倍を超え、雇用者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少がみられるなど、最低賃金引上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないこと、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇されていく必要があることに加え、働き方改革関連法案が成立した中で、働き方改革実行計画の重要な目標である非正規雇用労働者の処遇改善が引き続き社会的に求められていることを特に重視する必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることを要望する」とあります。

次に (2) としまして、生活保護水準と最低賃金の比較結果について示されております。以下、読み上げます。

「生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第 9 条第 3 項及び平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える」。

次に (3) でございます。以下、読み上げます。

「最低賃金引き上げの影響については、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) 及び 4 (3) に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である」とのことでした。

続いて、10 ページ以降を御覧ください。こちらは、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告でございます。別紙 2 として答申に付属しているものでございます。

この中で、労働者側見解について以下、読み上げます。

「労働者側委員は、最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が依然として大きいとの課題意識から、引き続き、当面目指すべき水準を意識した目安を議論すべきであり、まずは 800 円以下の地域別賃金をなくすことが急務であると主張した。その上で、トップランナーとも言える A ランクは 1,000 円への到達を目指すべきであり、これらの到達時期については経済環境等にも配慮しつつ、2020 年を目途にすべきであると主張した。

また、生活圏や経済圏が広範囲となり、人手不足がますます深刻化する中、隣県や都市部との格差拡大は働き手の流出に直結しており、この状況を早急に是正しなければ、地方における中小・零細企業の事業継続や発展は困難であるとの認識を述べた。さらに、地方最低賃金審議会の自主性発揮を促す観点からも、中央最低賃金審議会において最低賃金の地域間格差の是正に向けた議論を行い、ランク間差を最小限にとどめるとともに、最高額と最低額の比率のさらなる改善を図っていく必要があると主張した。

さらに、地域別最低賃金の最高額の水準で 2,000 時間働いたとしても、年収 200 万円に到達せず、憲法第 25 条及び労働基準法第 1 条に照らしても低水準であると述べた。

また、非正規労働者処遇改善が社会的要請であることは、配意を求められた「働き方改革実行計画」でも指摘されており、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族と共に生活できる社会を実現すべきであるとともに、人材不足への対処として、高卒初任給や非正規労働者の時給を戦略的に引き上げている企業も見られることから、高卒初任給や非正規労働者における時給の実態も勘案すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員会見解については、不満の意を表明した。

続きまして、3、使用者側見解について、以下読み上げます。

「使用者側委員は、急激な原油価格の上昇、原材料価格の増大、労働力の確保が困難な状況による人件費の高騰など、経営コストの上昇圧力が非常に強く、中小企業を取り巻く経営環境は中小企業景況調査や法人企業統計の結果をはじめ、総じて厳しい環境にあり、中小企業の経営者は賃金支払能力が乏しい中で深刻な人手不足に対処するため実力以上の賃上げを強いられているとの認識を示した。

また、最低賃金は全ての企業・使用者にあまねく適用され、最低賃金を下回る場合は罰則の対象になることから、通常の賃上げとは性格が異なるとともに、政府による各種支援策の効果はいまだ十分に上がっているとは言えず、近年大幅な引上げによる企業経営への影響を十分に考慮した審議をすべきであると主張した。

さらに、「働き方改革実行計画」に記載された「年率 3 パーセント程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく」という政府方針は、毎年 3%程度、機械的な引上げを行うのではなく、名目 GDP 成長率が年率 3%に達しない場合は、それを考慮しながら引上げ額を議論することであり、そうでなければ目安審議や地方最低賃金審議会

で審議を行う意味はないと述べた。

また、最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法第 9 条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第 4 表を重視するとともに、明確な根拠に基づいた納得感のある目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員会見解については、不満の意を表明した。加えて、平成 29 年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（以下「平成 29 年全員協議会報告」という。）の 3（2）及び 4（3）の趣旨等を踏まえ、最低賃金引上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする様々なデータ等を注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると強く主張した。

4 としまして、意見の不一致の項目がございます。読み上げます。

「本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった」。

次の 5 として、公益委員会見解及びその取扱いについて、読み上げます。

「公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「働き方改革実行計画」に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する」。

「記」以下は先ほどの公益委員見解と同一なので割愛させていただきます。以上です。

都留会長

ありがとうございました。以上のことについて、何か御質問がありま

したら、御発言をお願いいたします。

(なし)

都留会長

よろしいですか。

それでは、ただいまの御意見等を踏まえつつ、中央最低賃金審議会の答申を参考として、今後、専門部会において、金額審議を行いたいと思います。

それでは、議事(2) 東京都最低賃金の改正決定にかかる意見について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法 25 条第 5 項・同法施行規則第 11 条第 1 項に基づき、平成 30 年 7 月 4 日付けで意見聴取の公示を行いました。提出期日までに 18 件の意見書の提出がありましたので、本日、資料 2、具体的には 2-1、2-2 になりますが「東京都最低賃金の改正決定に係る意見書」としてお手元にお配りいたしました。

また、意見書ではございませんが、別途要請書等の提出がありました。

なお、要請書等につきましては「参考」としてお配りしております。

それでは、意見書の要旨及び要請書等について小林補佐より説明いたします。

賃金課長補佐

私からは、各労働者団体、個人からいただいた意見書に関しまして、その要旨を御紹介いたします。

意見書は、全部で 18 の団体又は個人からいただきました。各団体又は個人から出た意見は、お手元の資料の 201 ページを御覧ください。「最低賃金の改正決定に係る意見書」と書かれていますけれども、1 枚めくっていただきますと、203 ページに意見書提出者一覧表があります。ここには 18 件の意見書の一覧が記載されております。意見書の一覧ですが、東京労働局で受け付けた日の順で並べております。

審議会に対する意見ですが、各団体等から提出された意見の中で、多くに共通する意見については、最初にまとめて御紹介いたします。その後、各団体特有の意見要旨については、東京労働局に届けて出た順に綴じております。

まず、各意見書の多くに共通する意見について御紹介します。意見内容ですが、大きく 2 つの項目に分けられます。第 1 に最低賃金額に関する意見、第 2 に最低賃金審議会の運営についての在り方及び委員の選任についての意見です。

まず、最低賃金額についての意見です。具体的には、今では、全国どこでも生活の質は変わらず、生計費に差がないことから全国一律時給1,000円以上の最低賃金とすること。とりわけ、東京では時給1,500円とすることといった意見です。

次に、最低賃金審議会の運営の在り方及び委員の選任についての意見です。大きく4点あります。

1つ目は、全ての最低賃金審議会、専門部会の議事録をホームページで公表すること。2つ目としましては、全ての最低賃金審議会、専門部会を全面公開し、最賃審議の透明性を確保することがありました。

3つ目は、東京で暮らす労働者、非正規雇用の労働者からの直接意見陳述を審議会場で実践すること。4つ目としましては、専門部会委員は労働組合の規模に応じて、公正に任命することといった意見でした。

次に、特徴的な意見を中心として、提出のあった各団体等の意見書を御紹介します。

まず最初に、205ページを開いてください。2018年7月9日付け目黒区労働組合総連合の意見書です。その意見要旨としましては、東京における最低賃金決定の重要性は、都民1,300万人の生活と経済活動に直接影響し、効果は全国にも波及することです。

続きまして、2番目の意見書です。次のページ、207ページを開いてください。2018年7月9日付け東京自治体労働組合総連合の意見です。その意見要旨としては、主に4点に集約されるかと思います。

1、企業の内部留保は400兆円を超える一方、1日8時間、週40時間働いても現在の最低賃金では生活が成り立たないばかりか、病院にも行くことができないこと。

2、最低賃金を上げると中小企業の経営を圧迫するという意見があるようだが、賃金上昇と同時に中小企業に対する支援策も充実させることでそのことは回避できること。

3、賃金の上昇により、暮らしにゆとりが生まれ、旅行、趣味に投じることができ、景気回復にもつながること。また、全国一律の最低賃金制度の実現により、地方からの人材流出を防ぎ、疲弊する地域を活性化することができること。

4、最低賃金を上げるとは、結果的に国民経済の健全な発展に寄与につながる内容です。

3番目の意見書です。209ページを開いてください。2018年7月13日付け東京春闘共闘会議の意見書です。その意見要旨としては、本来、労働時間は1日8時間、週40時間であり、当該労働時間を働くことで、経

済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金を確保できるようにすることを実現すべきであることといった内容です。

1枚めくっていただいて、210ページを御覧ください。210ページの「記」の1番のところに「別冊資料」と書かれていると思いますが、この別冊資料につきましては各委員に別途配布しています。お手元にある青色の冊子、「自治体キャラバン14」というものがあると思いますが、それが別冊資料です。

続きまして、4番目の意見書です。211ページを御覧になってください。2018年7月14日付け渋谷区労働組合総連合の意見です。その意見要旨として、非正規雇用労働者は、2017年に37.8%となっており、年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる労働者は、約1,132万人で、昨年度から1.5万人、4年連続1,100万人以上となっていること。一方、大企業の内部留保は460兆円といわれていることを上げ、最低賃金の大幅な引上げを強く求めていること。

また、最低賃金額の都道府県による格差は221円もあり、地域経済を疲弊させ、人口減少に拍車をかけるといわれていますので「どこでも、誰でも、暮らせる最低賃金」へ、全国一律最低賃金制度確立と時給1,500円を求めることといった内容であります。

5番目の意見書です。213ページを開いてください。2018年7月13日付け東京地方労働組合評議会女性センターからの意見です。その意見要旨として、「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、誰もが安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引上げを行うべきであること。

男女賃金格差等、あらゆる賃金格差の是正、均等待遇原則の実現のために最低賃金の大幅な引上げ、地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきであるといった内容となっています。

6番目の意見です。215ページを開いてください。2018年7月10日付け東京地評パート・非正規労働者連絡会からの意見です。その意見要旨としては、最低賃金労働者の場合、フルに働いても年収は172万円の上、社会保険料や所得税、住民税等の費用負担がかかり、最低賃金労働者の可処分所得は単身者の生活保護費を大きく下回ること。

失業手当や傷病手当は給与のおおよそ6、7割を補償する制度なので、最低賃金労働者の場合、これら手当を受給したとして、生活保護費をさらに下回ることとなり、労働者のセーフティーネットが機能しなくなること。

しかし、時給1,500円程度であれば、たとえ、失業したとしても、生

活保護費と同程度の収入が確保できることから、時給 1,500 円は労働者の生活を保障する最低限の水準であることといった内容です。

7 番目の意見です。217 ページを御覧ください。2018 年 7 月 13 日付け首都圏青年ユニオンからの意見です。その意見要旨としては、同団体が日本民主青年同盟とともに、「さよなら「働きすぎ」キャンペーン」を行い、570 人からアンケートを集約したところ、賃金水準を引き上げることで、長時間労働や働き方への不満をなくすことが重要な政策だということが読み取れます。アンケート結果は意見書に添付しております。

217 ページをめくっていただきまして、カラーのページがありますが、こちらがアンケート結果であります。

このアンケート結果を踏まえて、労働者が人間らしい生活を送り、希望のある将来を描くことができるよう審議会に対して東京で早期に最低賃金を 1,500 円に引上げることを求めるといった内容となっております。

8 番目の意見です。221 ページを御覧ください。2018 年 7 月 17 日付け三多摩国民春闘共闘会議からの意見であります。その意見要旨としては、多摩地域で働く労働者の平均時給額は、2015 年以降、1,000 円を超えており、職種によっては 1,200 円～2,000 円という時給金額とされていること。

こうした現実を踏まえて、審議会は最低賃金 1,000 円以上の実現は、現実に即したものであり、労働者の生活実態に即した大幅な賃金改定をすることが急務であり、そのことを審議会において労使で真摯に協議することを求めること。

一方、最低賃金が労働者全体の時給引き上げを抑制するものとなっていることも否めないこと。

よって、最低賃金審議会は、最低賃金の及ぼす影響についても踏まえ、最低賃金が労働者全体の賃金引上げの足かせとならないように十分吟味して引上げ金額を決めるよう、強く求めるものであることといった内容です。

9 番目の意見書です。223 ページを御覧ください。2018 年 7 月 17 日付け練馬区労働組合総連合の意見です。その意見要旨としては、最低賃金の大幅な引上げは、賃金体系全体への効果を生み出し、需要不足の国内消費を喚起することにも直結する、極めて重要な政策であることといった内容です。

10 番目の意見です。225 ページを開いてください。2018 年 7 月 14 日付け JMITU 東京地方本部からの意見です。

若者が安定した収入を得て、将来に希望を持てるようにし、安心して

結婚ができ、子育ての心配がないようにするためにも、最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げることを審議会に対して求め、また、時給1,500円に向けて、実現のためのビジョンを持つことを求めることといった内容です。

11番目の意見です。227ページを御覧ください。2018年7月17日付け東京地評青年協及び東京労連青年部の意見書であります。その意見要旨としては大きく3つに分けられます。

1番目。青年労働者の実態ですが、非正規労働者は青年層では5割に達しており、正規で働く青年労働者も低賃金、長時間過密労働など、厳しい状況にあること。

ある市民団体がツイッターで「最低賃金1,500円になったら何がしたいか」と広く声を集めたところ、「病院に行く」「一人暮らしができる」、「奨学金を返済できる」「長時間働かなくてよくなる」等の声が寄せられていること。

まともな生活を営むために、8時間働けば暮らせる賃金は正規・非正規問わず、青年労働者の切実な要求となっていること。

2番目。次に、最低賃金1,500円を求める根拠について触れています。当団体では、憲法25条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を送るには、いくら必要なか確認するため、20代独身男女を想定した生活資金シミュレーションに取り組みました。その結果はこの意見書の裏面の228ページにあります。

月150時間就労したと換算して、時間額1,400円程度と、1,500円に近い時間額が必要との結果が出たこと。シミュレーションに取り組んだ参加者からは、「これでは結婚して子どもを産み育てることができない」「このままだと将来の展望を持てない」といった意見も出ており、最低賃金の引き上げで暮らしの底上げを図っていくことが必要であること。

3番目ですが、現行の時間額958円では、年収200万円の貧困ラインにすら到達しないこと。東京都の最低賃金が健康で文化的な生活を送るに足るかどうか、人たるに値する生活を保障するものかどうかといった事実を前提として審議していただくことを求めるといった内容です。

12番目の意見です。229ページを御覧になってください。2018年7月17日付け公立大学法人首都大学東京労働組合の意見書です。その意見要旨としては、大企業の内部留保が増大する一方で、非正規労働者は4割に限りなく近づいている。ワーキングプアといわれる労働者の年収は200万円にも届かない。

同団体は、大学で働く教職員の労働組合として、若者と身近に接して

おり、自らの賃金とともに最低賃金は看過できない問題であるといった内容です。

13 番目の意見です。231 ページを御覧ください。2018 年 7 月 18 日付け新宿区労働組合総連合の意見書です。その意見要旨としては、1、時給で働く多くの非正規雇用労働者や労働組合未加入者は、自らの賃金改善を使用者に申し出ることが容易ではないため、法定賃金の引上げに期待を持たざるを得ないこと。

2、日本は全国を 4 つのランクに分けて最賃額が設定されていて、同じ仕事をしていても自治体ごとに最賃額の設定が分かれているため、同一労働同一賃金制度の原則が崩れていること。

3、その結果、自治体間の人口流出問題や経済格差が生まれていること。このような状況から、全国一律最低賃金制度の創設を求める声を中央にあげていただきたいこと。

4、最低賃金ぎりぎり働いている人の実態・生計費を知る中で、最低賃金額を決めていくことが道理であると考え、それこそ、多くの労働者が最賃審議会に期待を寄せていることといった内容であります。

続きまして、14 番目の意見であります。233 ページを開いてください。これは個人の方からの意見であります。その意見要旨としましては、この方は時給で働く労働者で、いつ首を切られるか分からないという不安定雇用だけでなく、毎月の収入も実際に労働できた時間で大きく変動すること、例えば、連休が多い月だと大幅減少することにもなるし、本人の責めに帰すべき事由でない電車遅延による減額もあり、仕事量によっては所定時間内での退社を命じられることもあり、その結果、賃金が減額されるので、958 円の時給だけでは最低限の生活がままならない。

以上より、最低賃金審議会委員の皆様には、暮らし向きに重きをおいた最低賃金を出していただきたいといった内容です。

15 番目の意見です。235 ページを御覧ください。2018 年 7 月 18 日付け全労連・全国一般労働組合東京地方本部の意見書です。同組合員の中には、最低賃金が上がらなければ自分の最低賃金も上がらない年収 200 万円前後の賃金を強いられている者が多数存在し、その中には公務公共サービスに従事する労働者もいるということ。

最低賃金の決定要因に「企業の支払い能力」がある。大企業と自治体は、いますぐにでも「時給 1,000 円以上、月額 17 万円以上」を実現することは可能であるし、中小企業に対しては税制面、法制度面での公正取引の実現など、実効性のある中小企業支援をすべきであること。

全労連の生計費調査でも、どの地域でも時給 1,000 円どころか「1,400

円、1,500 円は最低必要」であることが明らかになっており、地域による違いはない。多くの自治体の長が最低賃金は地域間格差をなくし、「全国一律 1,000 円にするべきだ」との声が強くなっていることと内容になっています。

16 番目の意見書です。237 ページを御覧ください。

2018 年 7 月 18 日付け生協労連東京都連合会の意見書でございます。その意見要旨としては、最低賃金額が低いことから低い報酬しか受けられず、生活が成り立たないためやむを得ずダブルワークやトリプルワークを行っている非正規組合員もいること。

その結果、長時間労働で健康を害し、生産性の低下にもつながっていること。

子どもの教育についても無償化された高校への進学をためらい、ましてや返済型の奨学金の大学教育などは考えられないという声が上がっていること。

教育の格差は貧困の連鎖にもつながるため、貧困をなくすとともに、健康で働き、労働力の再生産の観点からも賃金の引上げにつながる最低賃金の大幅な引上げを求めること。

また、全国の生協で販売されている商品は、地域差がほとんどないのに対し、最低賃金では東京都と一番低い県で 221 円、23%もの格差があること。この格差を解消し、生活できる賃金として早期に全国一律最低賃金 1,500 円を求めること。

賃金の引き上げによって痛みを受ける中小企業への支援が不可欠であることといった内容です。

17 番目の意見書です。239 ページを御覧ください。2018 年 7 月 19 日付け全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会からの意見でございます。その意見要旨としては、今年度の審議会でも「生活できる賃金はいくらなのか。最低生計費を基礎に算出する」という議論に正面から取り組むべきであり、そのためには最低賃金で働く労働者の職場と生活の実態を聞き取る必要があること。

しかし、東京地方最低賃金審議会では当事者の意見陳述も実施されず、審議の公開も不十分であることから、公正・公平な審議で最低賃金が決定されているとは思えないこと。

本来、労働時間は 1 日 8 時間、週 40 時間であり、当該労働時間を働くことで、経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金を確保できるようにすることを実現すべきであることといった内容です。

18 番目の意見書であります。241 ページを御覧ください。2018 年 7 月

19 日付け日本出版労働組合連合会東京地域協議会連絡会の意見書でございます。その意見要旨としては、当該組合員に出版社と書店を取り次ぐという出版流通業に勤務しているものがあるが、年収は 200 万円ほどで残業なしでは生活できないこと。

また、彼らは低廉な賃金のため、違法ではあるが社会保険加入により収入が減額することを望まない労働者も存在すること。

健康保険に加入していないから、病気になっても病院に行けず、無理して勤務することもあり、毎年在職死亡が発生していること。親が入院したという知らせを聞いても、蓄えがないので帰省もできず、年末年始の長期休業も、日給月給ですので、休んだ日数分減額がされてしまうから会社が稼働していれば出勤せざるを得ないこと。

最低賃金と同額で働く労働者は、最低賃金の引上げが唯一の「賃上げ」となっているのが現状であることといった内容であります。

以上、平成 30 年度の東京都最低賃金額の改正審議にあたって、東京地方最低賃金審議会に寄せられた意見の要旨を御紹介しました。

続いて、意見書ではありませんが、最低賃金に関して陳情要請がありましたので、御紹介いたします。

お手元の資料のうち、インデックスに「参考」と書かれた資料を御覧ください。傍聴の方につきましては、資料のほうにインデックスを付けていませんので、資料の一番後ろに綴じてあります。

まず、参考 1 として、日本共産党東京都議会議員団より、2018 年 7 月 18 日付けで東京地方最低賃金審議会長、東京労働局長あて、「最低賃金を直ちに時給 1,000 円以上に引き上げ、速やかに時給 1,500 円以上の実現を目指すことを求める申し入れ」と題し、概略を説明しますと、

- 1、東京都最低賃金について、ただちに時給 1,000 円以上に引き上げ及び速やかな時給 1,500 円以上の実現。
 - 2、最低賃金の引上げの中小企業支援策と一体での実施。
 - 3、東京地方最低賃金審議会は審議会の全面公開の実施。
 - 4、非正規雇用労働者の代表の東京地方最低賃金審議会委員への任命。
- を求める文書が提出されております。

次に、参考 2 及び参考 3 としてお配りしている資料ですが、「東京春闘共闘会議」から提出された要望書の写し等になります。

まず、参考 2 ですが、2018 年 7 月 25 日付で、東京労働局長あて「要請書」と題し、概略を説明しますと

- 1、全国一律最低賃金制の創設による時給 1,000 円以上の実現。
- 2、東京における時給 1,500 円の早期実現に向けた審議。

- 3、審議会及び専門部会の議事録のホームページでの公表。
 - 4、全ての審議会及び専門部会の公開による審議の透明性の確保。
 - 5、最低賃金ラインの労働者、非正規労働従事者の直接意見陳述の公開の審議会における実現。
 - 6、専門部会委員及び審議会委員の公正な任命。
 - 7、2018年度の審議会及び運営委員会の審議経過報告。
- を求める文書が提出されております。

次に、参考3ですが、2018年7月25日付で「最低賃金の大幅引き上げ、中小企業の支援強化で日本経済の再生を全国一律最低賃金制度の創設と東京で早期に1,500円の実現を求める要請」に関する署名、1,853筆が提出されております。

なお、これは前回の第400回本審で紹介いたしました、東京春闘共闘会議からの要請署名の追加分であり、累計署名数は、1万9,671筆となりました。

以上の要請文原本及び署名原本につきましては、中央のテーブルに置かせていただきました。以上です。

都留会長

ありがとうございました。提出された意見書等について、御意見、御感想等をいただきたいと思います。労働側委員はいかがでしょう。

尾野委員

私が所属しているUAゼンセンというところは、東京都内では40万人ほど組合員がおりまして、その6割を超える方たちがいわゆるパートタイマー、短時間労働者でございます。さらに、介護に従事をしている人たちは、介護クラフトユニオンというかたちで労働組合を組織しておりますし、派遣労働者を中心にして、人材サービスゼネラルユニオンというものがございまして、これは、派遣会社の人もそうですけれども、派遣で働いている人たちもたくさん仲間として抱えさせていただいております。

そういった組合員の中にも、やはり、最低賃金の周辺の水準で働いている皆さんも沢山いらっしゃって、この意見書をいただいた中で、現在の最低賃金の水準の中では非常に生活が苦しいというのは私どもの立場、私どもの仲間の組合でも沢山いらっしゃるということで、十分共感できることもございますし、そういったイメージも踏まえて、この皆さんからいただいたこの意見書、さらには私どもの中での組合員の状況も踏まえて、この最賃の金額審議には向かっていきたいと思って、今日、読ませていただいているところでございますので、意見書を踏まえた審議を、今年についても進めさせていただきたいと思っています。

都留会長

ありがとうございました。他の労働側委員、いかがでしょうか。

(なし)

都留会長
海老澤委員

よろしいですか。では、使用側委員、お願いします。

意見書に関しましては、先週開催の専門部会でも事務局から報告を伺ったところですし、本日も丁寧に報告をしていただいたところです。いろいろな意見があるということを考慮して今後の審議に臨みたいと思っていますところ。

都留会長

他の使用者側委員、いかがですか。

(なし)

都留会長

よろしいですか。

今回提出された意見を通じて、働いている方の様々な実態が伝わってきたかと思います。また、審議会の運営に関しても様々な御意見があるということを理解いたしました。これにつきましては、真摯に受け止めて検討していきたいというのが公益委員としての考え方です。

続きまして、先日 7 月 27 日に第 1 回東京都最低賃金専門部会が開催され、その場で同一の意見書が提出され、今後の審議運営について検討されております。その検討結果につきまして、専門部会から御報告をお願いいたします。

岩本委員

それでは御報告いたします。

7 月 27 日に開催された第 1 回東京都最低賃金専門部会におきまして、東京地方最低賃金審議会あてに提出された 18 件の意見書について、当審議会では対応できる内容について、慎重に検討をいたしました。

その結果、東京都最低賃金時間額の大幅な引上げを行うこと等の東京都最低賃金に対する意見書の内容を念頭に置きつつ、運営規定に基づき今後の審議を進めていくという結論になりましたことを御報告いたします。

都留会長

ありがとうございました。

ただ今の専門部会からの報告について何か御意見はありますでしょうか。よろしいですか。特段の御意見がないようですので、本審議会といたしましても、「専門部会の報告を尊重する」ということで進めていきたいですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

都留会長

御異議なしということですので、本審議会としても「専門部会の報告を尊重する」ことといたします。

次に、議事（３）「労働経済関係統計資料等について」ですが、これについて事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官

それでは説明をさせていただきます。

始めに資料番号 1-2、13 ページの第 2 回目安に関する小委員会配布資料という、中央最低賃金審議会の関係資料について御説明をさせていただきます。

7 月 10 日に中央最低賃金審議会の第 2 回目の目安の小委員会が行われました。そこで、配布された資料ですが、1 枚めくっていただきまして 15 ページ、こちらは平成 30 年賃金改定状況調査結果になります。

本調査における調査地域、調査産業等についてお示しをしております。調査事業所は 30 人未満の企業です。全国で約 4,000 の事業所が調査対象になっております。主要な調査事項は、昨年 6 月と本年 6 月の月間所定労働時間数、1 日の所定労働時間数と基本給及び諸手当の額でございまして、そこから賃金の上昇率などを算出しております。

16 ページの第 1 表を御覧ください。こちらは、今年 1 月から 6 月までに賃金の引上げ、あるいは引下げを実施した、あるいは実施しなかったという区分で、事業場単位で割合を集計したのになります。

一番左のランクの欄の一番上が東京が含まれている A ランクですが、こちらを右に御覧いただきますと、1 月から 6 月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合が 44.6%、ちなみに、昨年は 48.6%でした。同じく 1 月から 6 月に賃金の引下げを実施した事業所の割合が 0.8%、昨年は 1.4%でした。

賃金改定を実施しない事業所の割合が 36.9%、昨年は 37.2%でした。7 月以降に改定を予定している事業所の割合が 17.8%、昨年は 12.8%でした。

順に右に行きますと、製造業、卸・小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療福祉業、その他のサービス業とそれぞれ業種に分かれておりまして、事業所単位で賃金改定を行った事業所の割合が示されております。

産業別で見ますと、今年 1 月から 6 月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合が高い業種は、卸小売業で 55.3%。一番低いのは宿泊業、飲食サービス業で 25.0%となっております。

続きまして、17 ページ、第 2 表になります。こちらは、回答のあった平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。A ランク産業計で見て

いただきますと、賃金の引上げを実施した事業所の平均賃金改定率は3.0%。真ん中の欄ですが、賃金引下げを実施した事業所はマイナス4.0%。右側の賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計という欄があります。これは、改定を実施した事業所と実施しなかった事業所を合わせて全体を平均した平均賃金改定率ですが、A ランクの産業計を見てみますと、1.3%の引上げとなっています。こちらは、昨年は1.2%ということでした。

続きまして、18 ページ、第3表になります。第3表は賃金の引上げ率の分布状況を示したものになっています。左側のA ランクで産業計という欄を見ますと、項目として第1四分位数、中位数、第3四分位数、分散係数と4つの項目に分かれております。

この第1、中位、第3ですが、数字が低いものから順に高いものに並べていきますと、下から数えてちょうど25%のところにあるものが第1四分位数。ちょうど真ん中のところが中位数。75%のところにあるものを第3四分位数と示しています。

産業計のA ランクで見ますと、第1四分位数が1.3%、中位数が2.1%、第3四分位数が3.3%で、分散係数が0.48となっております。

分散係数の0.48ですが、この数値が大きくなるほど分散の幅が広がっているということになります。今回の分散係数は0.48ですが、昨年の分散係数は0.6でした。今年は、昨年より全体のまとまり幅が狭いということが分かる数字になっています。

続きまして、19 ページ以降、第4表の説明をします。こちらは、賃金上昇率を示したものになります。19 ページの第4表①と、次の20 ページの第4表②があります。①の方は男女別の内訳で示されております。②の方はパート、一般労働者別で示しております。

まず、19 ページの①ですが、男女計のところのA ランクを見ますと、1時間当たりの賃金額として、平成29年6月は1,535円だったものが、平成30年6月、1年後には1,557円に変わっております。賃金上昇率としては1.4%です。昨年も1.4%ということで同じ上昇率となっております。

ちなみに、この平成29年6月の調査については、平成29年6月の時点でいくら支払っていましたかという質問で、平成30年6月については、いくら払う予定かということを今年の6月の調査で行ったものとなっております。それを踏まえての上昇率の調査ということです。

次の②の20 ページですけれども、こちらは、一般労働者とパートタイム労働者で分けております。上から一般労働者とパートタイム労働者の

計、真ん中が一般労働者、一番下がパートタイム労働者となっております。

パートタイム労働者の定義ですが、1日の所定労働時間または1週間の所定労働日数、これらがその事業所の他の通常の労働者よりも低い労働者をパートタイム労働者と定義しています。

A ランク産業合計では、一般労働者の賃金上昇率は1.5%、パートタイム労働者の上昇率は1.3%ということが示されております。

26 ページの方を御覧いただきますと、付表として労働者の構成比率及び年間所定労働日数等についてまとめたものがございます。

こちらの1番、パートタイム労働者の比率を見ていただきますと、昨年よりパートタイム労働者の比率が増えているという状況です。また、男女別労働者の比率を見ますと、女性のほうが昨年より割合が増えているという状況となっております。

続きまして、資料2、生活保護と最低賃金についてです。27 ページ以降になります。

まず、28 ページの生活保護と最低賃金の乖離についてのグラフですが、こちらの注3に書いてありますように、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに、平成28年度のものを前提としたグラフとなっております。

生活保護のデータにつきましては、住宅扶助は実績値で行うとされているところ、平成28年度の実績が未公表のため、平成27年度の住宅扶助の実績を利用しております。

東京が一番左端にございます。上の四角い印がついているグラフは最低賃金を示しているもので、その下で三角の印がついているグラフは生活保護を示しているものになっています。

その次の29 ページですが、こちらの注3のところを見ていただきますと、上の表と違うのは、最低賃金のデータが平成29年度になっているところです。昨年、東京都最低賃金額が26円の引上げになりました。30 ページのグラフは、この26円を加えた東京の最低賃金のグラフということになります。

生活保護と最低賃金の間は、上のグラフと比べて少し広がっておりますが、これは26円を加えたことで乖離の幅が広がっているということです。

この状況を通じてまとめましたが、次の30 ページの表になります。上から3分の1あたりに東京がございます。一昨年、平成28年度の段階で、生活保護と最低賃金の間で74円の乖離幅がありました。最低賃金が74円上回っているという状況でした。真ん中のところに26円とあります

が、これは昨年、26 円の引上げがあったということで、74 円と 26 円を加えた 100 円、これが現在の乖離幅ということになっておりまして、最低賃金の方が 100 円上回っているということを示しています。

都道府県全ての最新の乖離額を見ていただきますと、三角印、マイナスの印がついておりまして全ての都道府県において、最低賃金が生活保護水準を上回っているということを示しています。

以下、第 2 回目安小委員会の資料がございますが、こちらについての説明は割愛させていただきまして、事務局で作成しました資料の説明に移らせていただきます。

資料番号 3、労働経済関係資料、245 ページになります。こちらは、7 月 4 日の本審議会でもお付けした、東京都と全国の「労働経済関係資料」の最新版になります。

245 ページ「その 1」は賃金、労働時間数、求人倍率等の雇用状況に関する資料になります。246 ページ「その 2」ですが、こちらは、工業指数、所得、消費、物価、企業倒産等の状況といった、雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。

続きまして、247 ページ以降、こちらは、主要指標の推移になります。まず、249 ページの 4-1 ですが、こちらは、東京都及び内閣府で発表しております、都内総生産・国内総生産の数値になります。

東京都では集計方法の変更に伴い、平成 28 年度以降の数値は、まだ公表されていません。

続きまして、250 ページ、資料 4-2 になります。こちらは、内閣府で発表しております、1 人当たりの東京都民・国民所得及び 1 人当たりのそれぞれの雇用者報酬になります。なお、1 人当たりの都民・国民所得は総人口で除したものでして、1 人当たりの雇用者報酬につきましては雇用者数で除した数値となっております。

続きまして、251 ページ、資料 4-3 になります。こちらは、東京都内中小企業の設備投資の動向について、四半期ごとの推移を示すものです。東京都産業労働局が調査を実施した結果をまとめている資料に基づくものです。

続きまして、252 ページ資料番号 4-4、機械受注総額の全国の数値になります。民間受注から、船舶・電力を除いた民間設備投資の先行指標として、内閣府から発表されている数値の動向になります。

続いて 253 ページの資料番号 4-5 ですが、こちらは、新設住宅着工戸数について、東京都と全国の数値になります。国土交通省が毎月発表しているものになります。

続きまして、254 ページの資料番号 4-6、こちらは、百貨店・スーパー販売額になりまして、経済産業省の商業動態統計に基づくものになります。

255 ページ以下は経済情勢関係の資料になります。

257 ページの資料番号 5-1 ですが、こちらは、日銀の全国企業短期経済観測調査、いわゆる短観の全文になりまして、7 月 2 日に発表されたものです。

続きまして、271 ページを御覧ください。こちらは、東京都中小企業の景気を示す資料としまして、東京都産業労働局で発表しております、東京都中小企業の景況になります。毎月発表しているもので、本年 7 月 24 日に発表された調査結果を全文掲載させていただいております。

続きまして、277 ページの資料番号 6 からは、賃金関係の資料になります。

まず、279 ページの資料番号 6-1 ですが、こちらは、東京都における新規学卒者の初任給の額の推移をそれぞれ男女別に見たものになります。

次に、280 ページの資料番号 6-2 ですが、こちらは、短時間労働者のうち、女性の 1 時間当たりの所定内給与額の東京都内の事業所における推移、281 ページの資料番号 6-3 の方は、目安 A ランクの都道府県における推移となっております。

続きまして、282 ページの資料番号 6-4 ですが、こちらは、7 月 4 日の本審でも資料として提供させていただきました、春季賃上げ状況の最終結果の数値になりまして、東京都産業労働局が 7 月 2 日に公表したものです。286 ページには過去 10 年間の推移を表とグラフに示しております。

287 ページの資料番号 6-5 ですが、こちらは、同じく東京都産業労働局が調査しました夏季一時金の要求・妥結状況をまとめたものになります。291 ページに過去 10 年間の要求・妥結結果が記載されております。

293 ページ以降は生計費関係の資料になります。

まず、295 ページですが、こちらは、A ランク内主要都市における標準生計費の推移ということで、各県庁所在地の数値を比較したものになります。

続きまして、296 ページの資料番号 7-2 ですが、こちらは、A ランク内における、主要都市における家計収支の推移になります。総務省が発表している家計調査から主要都市の実収入、実支出等の過去 5 年間の推移を記載したことになります。

続いて、297 ページ、資料番号 7-3 です。こちらは、A ランク内主要

都市における消費者物価地域差指数の推移になります。消費者物価の全国平均を 100 とした各都市の指数となっております。

続きまして、資料番号 7-4 ですが、こちらは、平均消費性向について記載をしております。平均消費性向とは、注 1 にありますように、可処分所得に対する消費支出の割合を示しているものになります。

続きまして、301 ページの資料番号 8-1 ですが、こちらは、A ランク内における地域別最低賃金額の推移を示したもので、それぞれの最賃の額、引上げ率、発行日をまとめたものになります。

続いて、302 ページの資料番号 8-2 になりますが、こちらは、A ランク内の最低賃金額と、一般賃金水準との比較と、その経年の推移になります。

こちらは、賃金構造基本統計調査に基づく資料になります。

左側が所定内給与月額、右側の一番端のほうが高卒初任給の月額、真ん中がパート女性賃金の時間額になります。

左側の所定内給与月額の上から 2 段目、小括弧のものが時間額に換算したもの、その下の山括弧については、地域最賃時間額との比率を示しております。また、黄色の欄のところにつきましては、東京を 100 とした場合の地域差の指数を示しております。

続いて、303 ページ、資料番号 8-3 になりますが、これは、A ランク内と全国加重平均の地域別最低賃金額の影響率と未満率の推移を示したのものになります。いずれも、それぞれの年度の 6 月分の賃金について調査を実施した、最低賃金に関する基礎調査に基づく数値となります。

同じ年度の影響率と未満率が並んでおります。注にも書いてありますが、影響率は、当該年度の最低賃金の改定により、その改定後に最低賃金額を下回る労働者の割合になります。一方、未満率の方は、当該年度の最賃引上げ前に、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。

平成 29 年度の東京の場合ですと、影響率は 11.2%とありますが、958 円に最低賃金を引き上げたことにより、賃金を引き上げないと最低賃金未満となってしまう労働者の割合です。右側の未満率は引上げ前の 932 円を下回っている労働者の割合になります。

続きまして、305 ページ以降、平成 30 年度最低賃金に関する実態調査結果になります。307 ページの資料番号 9-1 に概要をお示ししてございます。基礎調査は、今年、平成 30 年 6 月分の賃金額の調査をしまして、賃金水準及び先ほど御説明しました未満率や最低賃金額が改定された際の影響率の把握をするための資料となっております。

調査対象ですけれども、製造業と出版業が 100 人未満、その他の業種につきましては 30 人未満を対象としております。

調査対象項目ですけれども、平成 30 年 6 月分、単月の賃金に関する調査となっております。

今回の調査事業場数ですが、東京の場合、例年約 5,000 事業所に調査票を送付しております。今年は約 1,700 事業所より有効回答を得まして、調査対象労働者は約 1 万 9,000 人になります。

具体的な基礎調査の結果ですが、次の 308 ページ、資料 9-2 に記載をしております。こちらは総括表で、総括表（1）と（2）がありますが、それぞれ全労働者とパートだけに絞ったものと 2 種類ございます。

まず、308 ページから 310 ページですが、欄外上部の真ん中ほどに、「就業形態：全て」とあり、こちらは、全労働者を対象にしたものです。

未満率についてですが、308 ページの現在の最低賃金である 958 円の欄の、1 つ前に 1 円刻みで 957 円の欄があります。957 円の欄の横を見ていただきますと、括弧して「3.3」という数字がありますが、これが 957 円以下の労働者の方の比率ということになりますので、平成 30 年度の未満率は 3.3%ということになります。

続きまして、311 ページから 313 ページです。こちらは、同じく総括表（1）の「就業形態：パート」とあり、パート労働者を対象にしたものになりまして、こちらでも 957 円のところを見ていただきますと、未満率が 4.9%という数字になっております。

同じく 314 ページ以降につきましては、総括表（2）とありまして、それぞれ全労働者とパート、3 ページずつでまとめたものです。先ほどの総括表（1）が規模別、年齢別であったものに対して、総括表（2）については男女の年齢別の区分になっております。

続きまして、320 ページの資料番号 9-3 ですが、こちらは、今の総括表の内容をグラフにまとめたものになります。320 ページ、321 ページがそれぞれ全労働者とパートを 1 円刻みで表したグラフです。それから、322 ページがそれぞれを 10 円刻みで示したグラフです。323 ページが 100 円刻みで示したグラフとなっております。

続きまして、324 ページの資料番号 9-4 ですが、こちらは、東京都最低賃金の未満率の推移を表したものになります。規模別に示したものと、女性だけに限定したものとで、それぞれのグラフを示しております。

それから、325 ページの資料番号 9-5 ですが、こちらは、同じく東京都最低賃金の影響率の推移を示したものになります。

続きまして、327 ページの資料番号 10 になりますが、こちらは、最低

賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果に関する資料です。毎年 1 月から 3 月にかけて全国で行っているものでして、上段が東京の数字、下段が全国の数字となっております。

左側の大きい欄が法違反の状況で、その内訳としまして、左から「監督実施事業場数」「最賃支払い義務違反の事業場数」「違反率」となっております。

東京の場合、違反率は 17.6%と、全国の 12.7%を大きく上回っております。一見すると違反率がより高いということで、見方によっては周知や指導は十分ではないのではないかという見方をされる可能性もあるのですが、この最低賃金の履行確保主眼監督といいますのは、最低賃金未満の労働者を 1 人でも多く救済することを目的とした監督ですので、違反している可能性がより高い事業場を選定して監督を行っているものです。

そのため、未満率の高い業種ですとか、様々な情報等に基づいて、監督対象を適切に行った結果として、このような結果となっているところです。

続きまして、329 ページの資料番号 11 ですが、こちらは、諸外国における最低賃金制度の概要等について記載したものになります。労働政策研究・研修機構の資料を、許可を得て転載させていただいたものになります。

なお、実際の各国の最低賃金額につきまして、335 ページ以降に、現在の日本円に換算した金額を併記した表も併せて付けております。

続きまして、339 ページ、資料番号 12 です。こちらは、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業の実績に係る資料になります。

業務改善助成金につきましては、従来、対象でなかった東京都内の事業場についても、平成 28 年度途中より支給されることになりまして、さらに本年より対象となる引上げ額が広がって、より利用しやすくなっているところです。引き続き東京労働局でもその周知に努めてまいります。

資料番号 13 ですが、こちらは、先ほどの 7 ページの中賃の答申の記の 5 にも記載がありましたが、東京労働局では平成 29 年 10 月の改定を受けて、平成 29 年の 10 月に東京都を含む都内の全ての自治体に対して、民間事業に業務委託等を行う場合に、年度途中の最低賃額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時等において、特段の配慮をお願いしたところです。

平成 30 年 5 月においても、都内の全ての自治体に対して、入札参加資

格の申立書や基本計画書に、「東京都の最低賃金額以上の額を払うこと」という文言を記載していただくようお願いをしております。その際、併せてこの資料 13 の入札参加者配布用の最低賃金周知リーフレットを作成しまして、入札説明時等における、参加者への配布についてお願いをしております。

都留会長

私からの説明は以上でございます。

どうもありがとうございました。

ただ今の説明と内容に関しまして、何か質問等ありましたらお願いします。

(なし)

都留会長

よろしいですか。

それでは議事(4) その他に進みます。何か予定の議事以外に審議すべき事項はございませんか。

(なし)

都留会長

よろしいですか。

特になければ、本会はこれにて終了といたします。お疲れさまでした。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長

次の開催日程については、後日、事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。